

現場説明および入札手引き

(復旧対策工事)

令和6年度

公益財団法人 特定鉦害復旧事業センター

現場説明及び入札手続き

当財団の施工に係る特定鉱害復旧対策工事等の指名競争入札に参加する業者として指名を受けた者、または随意契約の相手業者として選定された者のうちこれを希望する者は、本手続きを熟読のうえ、現場説明および指名競争入札または随意契約のための見積に参加して下さい。

現場説明手続き

1. 現場説明の通知

当財団の指名業者等選定委員会において、指名競争入札に参加する業者として指名を受けた業者または随意契約の相手方として選定された業者には、当財団契約課から原則として「指名通知書」等により通知を行うので、次の事項に注意して確実に受領して下さい。

(1) 通知の方法

- ① 現場説明の通知は、原則として現場説明の3日前までに、当財団に登録されている住所に対して簡易書留郵便により行います。
- ② 業者の事務所が配達当日不在のため受取りが出来ない場合は、郵便局の「お預り票」により管轄の郵便局に確認をして受取りをして下さい。
なお、現場説明までに確認できなかった場合は現場説明には、参加できませんので注意して下さい。そのようなことがないように何らかの方法で通知が、受取れるようにして下さい。
- ③ 通知書等は原則として郵送しますので、事務所の所在地、会社名および代表者または電話番号等を変更したときは、ただちに変更の内容を記載した「競争契約参加資格審査申請書変更届」（様式2）を当財団契約課あてに提出して下さい。

(2) 通知事項

通知する内容は次のとおりです。

- ① 現場説明の対象となる工事名および工事場所
- ② 現場説明会場および入札会場の名称（集合場所）
- ③ 現場説明及び入札の日時
- ④ その他現場説明および入札に必要な事項

2. 現場説明の参加に当たっての注意

(1) 指名通知書等の携行

現場説明に参加する者は「指名通知書」等を携行して下さい。

(2) 現場説明が同一時間帯に重複する場合

同じ時間帯に複数の地区の現場説明に参加しなければならないときは、複数の

者でそれぞれの現場説明に参加して下さい。

(3) 印鑑の携行

現場説明に参加する者は、かならず参加者本人の「印鑑」を携行して下さい。

(4) 参加時間の厳守

現場説明参加者は、指定された現場説明会場（集合場所）に、かならず指定された時間までに参加して下さい。

(5) 代理人の参加

代理人が参加する場合は、指名を受けた業者に一定期間在籍している役員または社員に限られます。

3. 現場説明

(1) 現場説明

現場説明会場（集合場所）において現場説明の開会が告げられたら、私語を慎み、契約課担当者の「現場説明」を受けて下さい。

(2) 現場説明確認書の署名押印

現場説明が終了したら、「現場説明確認書」の該当業者欄に参加者本人が署名し、押印して下さい。

(3) 設計図書等の貸与

署名押印が終わったら、指名競争入札および随意契約のいずれの場合でも、「設計図書」または「仕様書」等を貸与するので、確実に受取って下さい。

(4) 工事目的物の現場説明

設計図書または仕様書の貸与が終わったら、当財団業務第二課担当者が工事目的物について「現場説明」を行いますので、かならず説明を受けて、疑問点や不明事項がないようにして下さい。

(5) 予定価格の通知

予定価格を通知する指名競争入札においては、現場説明会に参加した者に「予定価格通知書」を交付しますので、確実に受け取って下さい。

また、「予定価格通知書」はこの場では開封しないで下さい。

4. 現場説明に不参加の場合の取り扱い

(1) 無届の不参加

「入札（見積）手引き」の2の（1）に定める「入札辞退届」（様式3）によらないで、「現場説明確認書」の署名押印までに現場説明に参加しなかった者は、「無届け不参加」として取扱い、以後の指名が一定期間指名されないこととなります。

したがって、現場説明または入札を辞退するときは、「入札（見積）手引き」の2の（1）に定める手続きにしたがって、かならず「入札辞退届」を提出して

下さい。

(2) 入札拒否

「現場説明確認書」の署名押印までに現場説明に参加しなかった者は、理由のいかんを問わず入札には参加できないので、入札を希望する者は、かならず「現場説明確認書」の署名押印までに現場説明に参加して下さい。

5. 現場説明および入札の延期または中止

(1) 現場説明参加者が少数の場合の延期

指名競争入札の場合において、入札辞退または無届の現場説明の不参加により、現場説明参加者が少数のため競争性がないと認められるときは、工事目的物についての現場説明および入札を延期することになるので御承知下さい。

この場合、指名業者を補充のうえ、あらためて現場説明および入札を行うことになるので、後日その通知を行います。

(2) その他の事情による延期または中止

工事目的物の所有者の都合または談合等の疑いもしくは当財団の事情等により、現場説明および入札を延期または中止する場合がありますので御承知下さい。

この場合、延期が解除された場合の措置については、後日連絡を行います。

6. 個人情報の保護

本財団では、指名通知書、現場説明の際に貸与する設計図書等に、工事名と工事場所として、当該特定鉱害復旧対策工事に係る所有者の住所・氏名等の個人情報を記載しています。これは当該所有者に対し、本財団が、現場説明及び入札等において、本財団が選定した指名業者に限定して提供することを条件として、承諾をいただき提供しているものでありますので、当該個人情報を第三者に提供したり、遺漏することは個人情報保護法に抵触することになりますので、十分な注意のもと保管してください。

7. 予定価格の通知

本財団では入札手続きの透明性を確保し、公正な競争や適切な積算を促進するとともに、不正行為の防止を図るために予定価格の事前通知を行います。

予定価格は、工事物件所有者を含む第三者等の外部に漏らさないようにして下さい。

入札（見積）手引き

1. 公正な入札の確保

入札参加者は、「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触するような行為を行うことがないように注意して下さい。

2. 入札辞退の自由

指名競争入札に参加する業者として指名を受けた者は、指名通知を受けた日から入札執行の完了に至るまでの間は、いつでも入札を辞退することができます。

その場合は次の手続きにしたがって、その旨をかならず書面で申し出て下さい。

(1) 入札辞退届の提出

①現場説明前の入札辞退

指名通知から現場説明前にあつては、「入札辞退届」（様式3）を直接または郵送により、原則として現場説明の前日の午後5時までに当財団契約課に必着するよう提出して下さい。

なお、現場説明の当日において、「現場説明確認書」の署名押印までに「入札辞退届」を直接持参して現場説明者に提出することもできます。

②入札執行前の入札辞退

現場説明後から入札執行前までにあつては、「入札辞退届」を直接または郵送により、原則として入札執行日の前日の午後5時までに契約課に必着するよう提出して下さい。

なお、入札執行の当日において、該当する工事の入札執行の直前までに「入札辞退届」を直接持参して入札執行者に提出することもできます。

③入札執行中に入札辞退

入札執行中にあつては、「入札辞退届」または入札辞退を明記した「入札書」（様式4）を直接入札執行者に提出して下さい。

なお、この場合の「入札書」には入札金額を記入してはいけません。

(2) 設計図書または仕様書等の返納

「入札辞退届」を提出された方は、現場説明で貸与を受けた設計図書等は入札執行者に返納して下さい。

(3) 不利益な取扱いの排除

以上の手続きにしたがって、書面により入札を辞退した者には、以後の指名において不利益な取扱いを行うことはありません。

3. 入札の準備

(1) 入札参加時間の厳守

現場説明に参加した者のうち、入札または随意契約のための見積を希望する者

は、「指名通知書」または「見積依頼書」により指定された会場に、指定された時刻の15分前までには必ず到着し、契約課の入札執行者の案内にしたがって入札に参加して下さい。

(2) 入札の携行

①「入札書」は入札参加業者が準備するものとし、当財団の指定用紙または本手引きに定める書式に準じた「入札書」を携行して下さい。

②携行する「入札書」の枚数は、1工事当たり入札については4枚（予定価格を通知した工事にあつては1枚）とし、あらかじめ入札年月日や入札参加業者名（所在地、商号、代表者名）および工事名等必要な事項を記載し、代表者印を押印しておいて下さい。

ただし、入札参加業者が代理人をして入札させようとするときは、代表者名の下に代理人名を記載し、「委任状」（様式5）に押印された代理人使用印と同じ印鑑を押印して下さい。

(3) 代理人による入札

入札参加業者が代理人を通して入札させようとするときは、次の事項に注意して下さい。

①代理人が入札するときは、入札参加業者の「委任状」が必要です。

②「委任状」には、代表者印を押印し、かならず所定の捨印の箇所に代表者印の「捨印」を押印しておいて下さい。

③代理人となる者は、入札参加業者に一定期間在籍している役員または社員に限られるとともに、他の入札参加業者の代理をすることはできません。

④代理人が「入札書」に押印する入札者印は、「委任状」の代理人使用印の箇所に押印した印鑑と同じものを使用し、かならずその印鑑は携行して下さい。

⑤代理人による入札の場合、「入札書」への代表者印の押印は不要です。

(4) 入札随行者

随行者が必要な場合、該当する工事の入札執行の直前までに「入札随行者届」（様式6）を入札執行者に提出して下さい。

(5) 入札が同一時間帯に重複する場合

同じ時間帯に複数の地区の入札に参加しなければならないときは、代理人等複数の者でそれぞれの入札に参加して下さい。

(6) 設計図書または仕様書等の返納

現場説明において貸与した設計図書または仕様書は、入札参加の際にかならず携行し、入札時に返納して下さい。

4. 入札

入札は、原則として当財団が別に定める入札室で行います。契約課の入札執行者の案内で入札室に入室したら、次の方法により入札を執行しますから、私語を慎み、

整然と入札を行って下さい。

(1) 設計図書または仕様書等の返納

入札参加者は、入札室に入室したら、ただちに設計図書または仕様書等を前面の卓上に返納して下さい。

(2) 入札参加者及び工事名の確認

①入札執行者が入札参加業者名を読みあげて、出欠を確認します。

②続いて工事名を読みあげますから、「委任状」および「入札書」の工事名に間違いがないか確認して下さい。

(3) 委任状の提出

入札参加業者の代表者に代わって代理人が入札するときは、入札執行者から「委任状」を提出するよう指示があるので、封筒に入れずにそのまま提出して下さい。

(4) 低入札調査基準価格の注意

当財団の予定価格には、原則として低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）が設定されています。この場合は、入札執行者が入札に先立って次のような説明を行いますから、入札に当たっては注意して下さい。

①調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があります。

②調査基準価格を下回った入札が行われた場合は入札を保留し、復旧対策工事低入札価格審査委員会で審査を行い、その結果について、当該入札者に後日通知します。

③調査基準価格を下回った入札を行った業者は事後の調査（その価格により入札した理由書及び入札価格の明細書等の提出を求めるほか、事情聴取等による調査）に協力方お願いします。

(5) 入札書の記載方法

①「入札書」は、入札年月日や会社名、工事名が記載され、入札参加者がその正否を確認したものを使用して下さい。

②「入札書」に記載する金額は、算用数字を用いて下さい。

③入札金額は、契約を希望する金額から消費税相当額を差引いた額、つまり契約希望金額の110分の100の金額を円単位で記入し、金額の頭の欄に「¥（エンマーク）」を入れて、間違いがないかどうかを再確認して下さい。

なお、この場合1,000円未満の端数は切り捨てて下さい。

④いったん「入札書」を提出したら、理由のいかんを問わず訂正や取替、撤回または異議の申立てができないので、間違いがないかどうか十分確認して下さい。

(6) 入札回数

入札回数は原則として2回を限度とします。ただし、予定価格を事前に通知した工事については、入札回数を1回とします。

(7) 第1回の入札

①入札執行者から「入札書」の提出を指示されたら、入札金額が他の入札参加者に見えないように入札書を2回折りにし、入札執行者の面前にある入札箱に封筒に入れないで提出して下さい。

②入札執行者が「入札書」が提出されたことを確認したら、入札参加者の面前で開札を行います。

(8) 再度入札

①第1回の入札で落札しないときは、その最低入札価格を読みあげて1回を限度としてただちに再度の入札を行います。ただし、予定価格を事前に通知した工事については再度の入札は行いません。

②この場合、再度入札する価格は、前回の最低入札価格を下まわる価格でなければなりません。これと同額又は上まわる金額での入札は無効になります。

5. 入札不参加の取扱い

2の(1)に定める「入札辞退届」によらないで、入札直前に行われる入札参加業者の出欠の確認までに入札会場に入室していない者は、「無届の入札不参加」として取扱い、特定鉦害復旧対策工事の受注に熱意がないものとして、以後の指名が一定期間指名されないこととなります。

したがって、入札に参加しないときは、2の(1)に定める手続きにしたがって、かならず「入札辞退届」を提出して下さい。

6. 入札拒否

(1) 入札直前に行われる入札参加業者の出欠の確認までに入札会場に入室していない者は、理由のいかんを問わず入札に参加できないので、入札を希望する者はかならず所定の入札時刻の15分前までに入札会場に到着して下さい。

(2) 入札参加者は、入札会場に入室後許可なく会場より退出したときは、その後の入札には参加できません。

7. 入札延期または入札中止

(1) 入札参加者が少数の場合の延期

指名競争入札の場合において、入札辞退または無届の入札不参加により入札参加が少数のため競争性がないと認められときは、入札を延期することになるのでご承知下さい。

この場合、指名業者を補充のうえ、あらためて現場説明および入札を行うことになるので、後日その通知を行います。

(2) その他の事情による延期または中止

工事目的物の所有者の都合または談合等の疑い、もしくは入札参加者の不穏な

行動等により公正な入札の執行が確保できないと認められるとき、ならびに当財団の事情により、入札を延期または中止することがあるのでご承知下さい。

この場合、延期が解除された場合の措置について後日連絡を行います。

8. 無効の入札

次のような入札は、無効となります。

- ① 入札資格がない者のした入札
- ② 代理人が「委任状」を携行しないで代表者と偽ってした入札
- ③ 入札参加業者の社員でない者が、「委任状」で社員と偽ってした入札
- ④ 入札者の記名押印がない入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字や脱字などにより意思表示が不明確な入札
- ⑦ 明らかに談合によると認められる入札
- ⑧ 前回の最低入札価格以上の入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定

(1) 調査基準価格が設定されている場合

①最低入札価格が予定価格と調査基準価格の範囲内にあるときは、その者を落札者とし、その場で落札者名と落札金額を発表します。

②最低入札価格が調査基準価格を下回っているときは、落札者の決定を保留とし、当財団の「復旧対策工事低入札価格審査委員会」の審議を経て落札者を決定します。

(2) 落札となるべき価格の入札者が2名以上の場合

落札となるべき価格の入札者が2名以上あるときは、ただちに、その場でくじ引きを行い、落札者を決定します。

この場合、くじを引かない者があるとき、入札執行者以外の当財団職員がその者の代理としてくじを引きます。

(3) 「工事算出の内訳」について

落札者は「工事費算出の内訳」を当財団契約課に提出して下さい。

10. 工事完成保証人

落札者は請負契約に当たっては、自己に代わってみずから工事を完成することを保証する他の建設業者を保証人として立てなければなりません。この場合の保証人は次の条件に適合する者とし、当財団の承諾が必要です。

- ① 原則として、特定鉅害復旧対策工事の請負に係る業者として当財団に登録された者であること。

- ② 該当する工事ランクに適合するランクの者であること。
- ③ 指名停止または指名回避中の者でないこと。
- ④ 相指名業者以外の者であること。ただし、特別工事の場合を除く。
- ⑤ その他、当財団が適当と認める者であること。

1 1. 請負契約の締結

落札者は、請負契約を締結するため、当財団が定める所定の契約書2部に必要事項を記載のうえ、受注者および工事完成保証人がそれぞれ記名押印し、その2部（当財団が1部については、収入印紙を貼付します。）に印紙税法別表第一に定める税額の収入印紙を貼付し、所定の期間内に当財団契約課に携行し提出して下さい。その契約書に発注者として当財団の記名押印を行い、当財団と受注者が、また工事完成保証人については、その契約書の写しを保管します。

この場合、次の事項に注意して下さい。

- ① 所定の期間内に契約書の提出がなく請負契約が締結できないときは、落札の効力を失いますから注意して下さい。
- ② したがって、所定の期間内に契約書を提出できないときは、事前に当財団契約課に申出て承諾を得て下さい。

1 2. 随意契約の場合の見積の取扱い

入札によらない随意契約の場合の見積も、本入札手引きに準じて行います。

1 3. 工事カルテの作成及び登録

特定鉦害復旧対策工事の受注者は、工事請負金額が500万円以上（調査業務等含む）工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターにインターネットにより登録するとともに、登録確認書を監督員に提出して下さい。提出期限は、以下のとおりです。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後7日以内
- (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完成後7日以内
- (3) なお、施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から7日以内に変更データを提出しなければならない。

なお、工事カルテ作成時等に要する費用は、受注者の負担となります。

(参 考)

(一財) 日本建設情報総合センター (コリンズセンター)

〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20

TEL 03-3505-2981

同上 九州地方センター

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-11-28

(博多サンシティビルⅡ 6F)

TEL 092-411-3664

14. 登録業者の注意事項

(1) 特定鉱害復旧対策工事の請負に係る業者として当財団の登録を受けている者は特に贈賄や談合等の不正行為や当財団業務に対する妨害、職員に対する暴言等の行為を厳に慎むとともに、特定鉱害復旧対策工事の施工に当たっては請負契約を誠実に履行されるようお願いいたします。

これに抵触する行為が行われた場合には、厳正な措置を講じることになるので、このようなことがないように特に注意して下さい。

(2) 特定鉱害復旧対策工事の施工にあたっては、作業員の転落等の事故防止に注意するとともに、特定鉱害復旧対策工事に伴って生じる廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守して処理して下さい。

15. 総合評定値通知書等(写)の提出

建設業法の改正により、建設業者が公共工事について発注者と請負契約を締結できる期間は、総合評定値通知書等記載の審査基準日(経営事項審査を受けた後その経営審査申請の直前の営業年度終了の日)から1年7月の間に限られる(以下、「有効期限」という。)こととなっています。このことから、公共工事を直接請け負うとする建設業者は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要となっています。

ついては、当財団の工事発注に伴う業者選定に当たり、指名をしようとする業者の総合評定値通知の有効期間を確認する必要がありますので、有効期間が経過する前に、新たに経営事項審査を受け、その最新の「総合評定値通知書等」(写)を別紙(様式1)により当財団契約課に提出して下さい。

(参 考)

建設業法第27条第23第1項、同法施行規則第19条第1項

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事・・・を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、・・・発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けなければならない。

様式1

令和 年 月 日

公益財団法人 特定鉱害復旧事業センター
理事長 殿

所在地

商号

代表者名



総合評定値通知書等（写）について（提出）

標記について、今般、新たに経営事項の審査を終了したので、
その結果通知書の写しを送付します。

[添付書類] 総合評定値通知書等（写）・・・・・・・・・・ A4判

競争契約参加資格審査申請書変更届

公益財団法人 特定鉱害復旧事業センター
理事長 殿

所在地

商号

代表者名

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	年月日

2. 変更事項に係る添付書類名

(次ページを参照して下さい)

組 織 変 更 届 等 の 添 付 書 類

変 更 事 項	個 人	法 人
組 織 個人 → 法人 法人 → 個人	許可通知書の（写） ※変更前の許可番号、年月日、商号又は名称 （個人の場合は事業主）も必ず記入のこと	
商 号 *支店等の名称	な し	建設業法に基づく変更届の（写） 又は登記事項証明書（写）
代 表 者	許可通知書の（写） 変更前の代表者 許可番号、年月日も必ず記入のこと	建設業法に基づく変更届の（写） 又は登記事項証明書（写）
*支 店 等 の 長 の 氏 名	建設業に基づく変更届の（写）	
※ 本店・支店等の 所 在 地	建 設 業 ・ ・ ・ ・ 建設業法に基づく変更届の（写） 又は登記事項証明書（法人のみ）（写） 付帯工事 ・ ・ ・ ・ 登記事項証明書（法人のみ）（写）	
電 話 番 号 F A X 番 号	な し	
許 可 区 分 許 可 番 号 許 可 年 月 日	（一般 ↔ 特定、知事 ↔ 大臣） 許可通知書の（写） ※変更前の許可区分・許可番号・年月日も必ず記入のこと	

令和 年 月 日

公益財団法人 特定鉱害復旧事業センター
理事長 殿

所在地

商号

代表者名



入 札 辞 退 届

下記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

1. 入 札 日

年 月 日

2. 工 事 名

令和 年 月 日

公益財団法人 特定鉱害復旧事業センター
理事長 殿

所在地
商号
代表者名
(代理人)



入札書
見積

億	千万	百万	十万	万	千	百	拾	円
						0	0	0

一金 円也

工事名

上記は、工事請負金として見積設計書および工事仕様書に基づく現場説明事項並びに

「現場説明および入札手引き」、関係法令および貴財団諸規程を遵守し 入札 見積 します。

(注)入札の場合は「入札書」または「入札」、見積の場合は「見積書」または「見積」を○で囲む。

様式5



字訂正
字削除
字挿入

令和 年 月 日

公益財団法人 特定鉱害復旧事業センター
理事長 殿

所在地
商号
代表者名



委 任 状

今般都合により下記当社社員を代理人と定め貴財団に於ける
入札または見積に関する一切の権限を委任します。

記

代 理 人 役 職 _____ 氏 名 _____

代理人使用印 _____

工 事 名 _____

様式6



字訂正
字削除
字挿入

令和 年 月 日

公益財団法人 特定鉱害復旧事業センター
理事長 殿

所在地
商号
代表者名



入札随行者届

今般都合により下記当社社員を随行者と定め貴財団に於ける
入札又は見積に参加したいので届出します。

記

随行者 役職 氏名

工事名

〈参 考〉

請負契約に係る収入印紙金額別一覧表

記載された契約金額が			
1万円以上	100万円以下のもの	-----	200円
100万円を超え	200万円以下	〃 -----	400円
200万円を超え	300万円以下	〃 -----	1千円
300万円を超え	500万円以下	〃 -----	2千円
500万円を超え	1千万円以下	〃 -----	1万円
1千万円を超え	5千万円以下	〃 -----	2万円
5千万円を超え	1億円以下	〃 -----	6万円
1億円を超え	5億円以下	〃 -----	10万円
5億円を超え	10億円以下	〃 -----	20万円
10億円を超え	50億円以下	〃 -----	40万円
50億円を超えるもの		-----	60万円

ただし上記のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書で、平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税額が下表のとおり軽減されます。

記載された契約金額が			
1万円以上	200万円以下のもの	-----	200円
200万円を超え	300万円以下	〃 -----	500円
300万円を超え	500万円以下	〃 -----	1千円
500万円を超え	1千万円以下	〃 -----	5千円
1千万円を超え	5千万円以下	〃 -----	1万円
5千万円を超え	1億円以下	〃 -----	3万円
1億円を超え	5億円以下	〃 -----	6万円
5億円を超え	10億円以下	〃 -----	16万円
10億円を超え	50億円以下	〃 -----	32万円
50億円を超えるもの		-----	48万円

- ① 原契約書の収入印紙金額は契約額（課税業者は消費税を含まない額）に応じたものにして下さい。
- ② 変更契約書の収入印紙金額は契約金額の変更のないもの（工期延長等）および減額については200円、増額については記載金額に応じたものにして下さい。
- ③ 印紙税額は、印紙税法の改正により変更される場合があるので留意して下さい。

公益財団法人 特定鉱害復旧事業センター

契約課

〒812-0007 福岡市博多区東比恵一丁目2番12号

R&Fセンタービル

TEL: (092)437-3110

FAX: (092)437-3115

工事費算出の内訳

業者名

工事名:

印

	本體工事	算定式	建設施工単価	備考
純工事費	直接工事費(A)	見積工事は除く		仮移転建物含む
	共通仮設費(B)	$(A) \times \text{共通仮設費}$		発生材処分費除く
	計 (C)	$(A) + (B)$		
工事原価	純工事費(C)			現場管理費対象額
	現場管理費(D)	$(C) \times \text{現場管理費率}$		(改修建設工事)
	計 (E)	$(C) + (D)$		
工事価格	工事原価(E)			一般管理費対象額
	一般管理費(F)	$(E) \times \text{一般管理費率} \times 1.01$		(建設工事)
	借地料(G)			
本工事費	計	$(E) + (F) + (G) + \text{見積工事}$		